

燕市柳山地内におけるトリクロロエチレン等による土壤汚染について

燕市柳山地内の事業場敷地内で、事業者が実施した土壤調査の結果、トリクロロエチレン等が土壤溶出量基準値を超えて検出された旨、三条地域振興局（環境センター）に報告がありました。

なお、事業者が土壤調査と同時に行った地下水調査では、いずれの項目も検出されていないことを確認しております。

調査結果の概要及び県の対応は次のとおりです。

1 概要

- (1) 調査地点：燕市柳山地内の事業場敷地
- (2) 試料採取日：令和5年3月30日
- (3) 基準超過状況

有害物質の種類	調査結果	基準値
トリクロロエチレン	0.27 ～ 0.32 mg/L	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン	0.0095 ～ 0.012 mg/L	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.45 ～ 0.56 mg/L	0.04 mg/L 以下

2 県の対応

- ・周辺に、水道水源、営業用井戸、飲用井戸がないことを確認しました。
- ・農業用井戸等、周辺の水源を農業用に利用している方への周知を燕市に要請しました。
- ・事業者に対し、汚染原因及び汚染範囲の把握等について指導中です。

(参考)

○トリクロロエチレン

金属加工部品の脱脂等に使用されている。中枢神経系への障害、肝臓・腎臓への障害、呼吸機能低下を及ぼすといわれている。また、発ガン性があるといわれている。

○クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン

トリクロロエチレン等が土壤・地下水中で微生物等により分解されて生成するもので、人の健康への影響を及ぼすおそれがあるもの。

本件についてのお問い合わせ先

【全般について】

環境対策課〔担当〕水戸部
(直通) 025-280-5694 (内線) 2711

【農業用井戸関係について】

農産園芸課生産環境係〔担当〕小林
(直通) 025-280-5296 (内線) 2927